

処 分 基 準

B - e - 27

令和元年 10 月 1 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 107 条の 5 第 9 項
処 分 の 概 要： 自動車等の運転禁止
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第103条第 1 項第 1 号から第 3 号まで (免許の取消し、停止等)、第107条の 5 第 1 項及び第 2 項 (自動車等の運転禁止等) 道路交通法施行令第33条の 2 の 3 (免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の 2 (免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条 (自動車等の運転禁止の基準)
処 分 基 準： 病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により、6 月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。6 月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。
問 い 合 わ せ 先： ・ 運転免許の取消し又は 90 日以上の免許停止の場合 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室 (聴聞) 電話 (052) 951-1611 内線 781-243、244 ・ 90 日未満の免許停止の場合 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室 (執行) 電話 (052) 951-1611 内線 781-226、228
備 考：